

訪問系介護サービスの出張所(サテライト)設置要件

1. 基本的な考え方

訪問系介護サービス事業所の指定は、原則として、介護サービス提供の拠点ごとに行うものであるが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、本体の事業所とは別にサービス提供を行う出張所（いわゆる「サテライト」）であって、要件を満たせば、一体的なサービス提供の単位として主たる事業所（本体事業所）に含めて指定することができることとする。

「地域の実用等を踏まえる」とは、要介護者（要支援を含む、以下同じ）が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために不可欠な訪問系サービスについて、各地域の需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っている必要があることから、下記に定める要件を満たすことで、出張所の設置を有効なものと判断する。

2. 出張所の要件

（１）利用申込みに係る調整、指定訪問系介護サービスの提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

「一体的に行われること」とは、出張所主体ではなく、主たる事業所が責任をもってこれらに対応することである。

（２）職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や出張所との間で相互支援が行われる体制であること。

例えば、

①主たる事業所から急遽代替要員を派遣できる体制を確保していること。

②出張所で発生したサービス提供時の事故や緊急事態に対し、主たる事業所の管理者やそれに準じ立場の職員が派遣できる体制を確保していること。

である。

また、これらの逆（出張所から主たる事業所への派遣等）もあり得る。

（３）苦情や損害賠償等に際して、主たる事業所と出張所が一体的な対応ができる体制にあること。

「一体的な対応」とは、（１）と同義である。

（４）事業の運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

主たる事業所と出張所とでこれらに乖離があることは、原則認められない。

（５）人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による、職員管理が一元的に行われること。

主たる事業所と出張所とでこれらに乖離があることは認められない。

（６）平成 28 年 3 月 25 日付介護保険最新情報 Vol.530 及び 7 年 12 月 26 日付介護保険最新情報 Vol.1455 の内容から、出張所は、要介護者が住み慣れた地域で安心して生活を維持することに困難であると判断される地域に設置されるものであること。

例えば、山村振興法で定められる「特別地域」、過疎地域自立促進特別措置法または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法及び辺地に係

る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法で定められる「中山間地域」であるほか、これらに隣接する地域で、特別な事情により要介護者が住み慣れた地域で安心して生活を維持することに困難であると松江市が認めた地域で、かつ主たる事業所からの移動時間が30分以内に位置する距離であること。

- (7) 主たる事業所が松江市に設置されている場合のほか、主たる事業所が松江市に設置され、隣接する自治体（安来市、出雲市、雲南市、境港市）に出張所を設置する場合であっても、上記2.（1）～（6）に該当するものは認められる。

3. 出張所を指定する際の手続き

- (1) 主たる事業所が既に指定をされており、更に出張所の指定を受ける際は、主たる事業所の変更届が必要である。
- (2) 主たる事業所の指定と出張所の指定を同時に受ける場合は、新規申請の手続きが必要である。
- (3) 3.（1）、（2）の手続きをする際には、松江市（介護保険課）と事前の協議が必要である。

また、指定申請の審査においては、当該出張所が上記2.（1）～（6）の全ての要件を満たすことが分かる書類が必要である。